

第5期 守口市障がい福祉計画及び 第1期 守口市障がい児福祉計画

概要版

～障がいのある人もない人も、互いを尊重し、
支え合いともに暮らすまち守口～



守口市シンボルキャラクター
もり吉

平成30年3月
守口市

計画の策定にあたって

1 計画策定の目的と趣旨

本市は平成 29 年 3 月に平成 29 年度から平成 38 年度までを計画期間とする「第 3 次守口市障がい者計画」を策定しました。第 3 次守口市障がい者計画では「障がいのある人もない人も、互いを尊重し、支え合いともに暮らすまち守口」を基本理念とし、本市の障がい福祉施策全般に関わる理念や目標、方針を定めています。

この度、策定する「第 5 期守口市障がい福祉計画及び第 1 期守口市障がい児福祉計画（以下、「本計画」という。）」は、平成 30 年度から平成 32 年度までを計画期間とし、先の第 3 次守口市障がい者計画を着実に実行するための具体的方策を定める計画としても位置づけられるものです。

そのため、本計画においては第 3 次守口市障がい者計画で掲げた重点施策に基づき、今後 3 年間で重点的に推進する取り組みを設定し、それらに関連する障がい福祉サービス等の充実や各種体制整備を設けました。

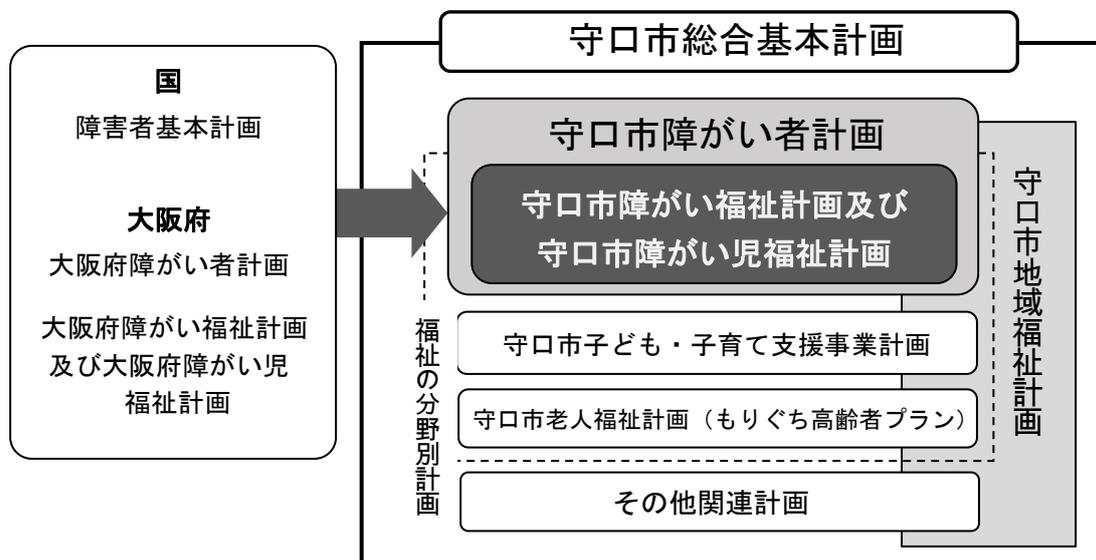
2 計画の位置づけ

(1) 法的根拠

本計画は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律（以下、「障害者総合支援法」という。）第 88 条第 1 項及び児童福祉法第 33 条の 20 に規定する「市町村障害福祉計画及び市町村障害児福祉計画」として策定します。

(2) 関連する計画との関係

本計画は「第 5 次守口市総合基本計画」及び「第 3 次守口市障がい者計画」、「第 3 次守口市地域福祉計画」を上位計画としています。また、本計画の策定にあたっては、「守口市老人福祉計画」「守口市子ども・子育て支援事業計画」等、関連計画及び「第 5 期大阪府障がい福祉計画及び第 1 期大阪府障がい児福祉計画」との整合性を図ります。



3 計画の期間

国の基本指針に基づき、市町村の障がい福祉計画は3年を1期とすることと規定されていることから、本計画の期間は平成30年度から平成32年度までの3年間とします。

4 計画の策定体制

(1) 障がい者自立支援協議会における検討

本計画の策定にあたっては、障害者総合支援法第88条第8項及び第9項において、同法第89条の3第1項に規定する協議会の意見を聴くよう努めることと規定されており、本市が設置する障がい者自立支援協議会にて意見聴取及び検討を行いました。

障がい者自立支援協議会は、学識経験者や障がい者団体・福祉・医療・人権関係団体の代表者、教育関係機関・関係行政機関等の代表者によって構成されており、下部に「相談支援・権利擁護部会」「就労支援部会」「精神障がい者支援部会」「通所サービス部会」「グループホーム部会」「障がい児支援部会」の各専門部会を設置しています。

(2) 障がいのある人等やサービス提供事業者からの意見の集約

①障がいのある人等のニーズの把握

障がいのある人及び児童のニーズについては、昨年度「第3次守口市障がい者計画」を策定するにあたって、市民や障がい者関係団体を対象とした「福祉に関するアンケート調査」及び事業所等を対象とした「守口市障がい者計画策定に関する事業所調査」を実施いたしました。

②サービス基盤整備に向けた事業者の意向の把握

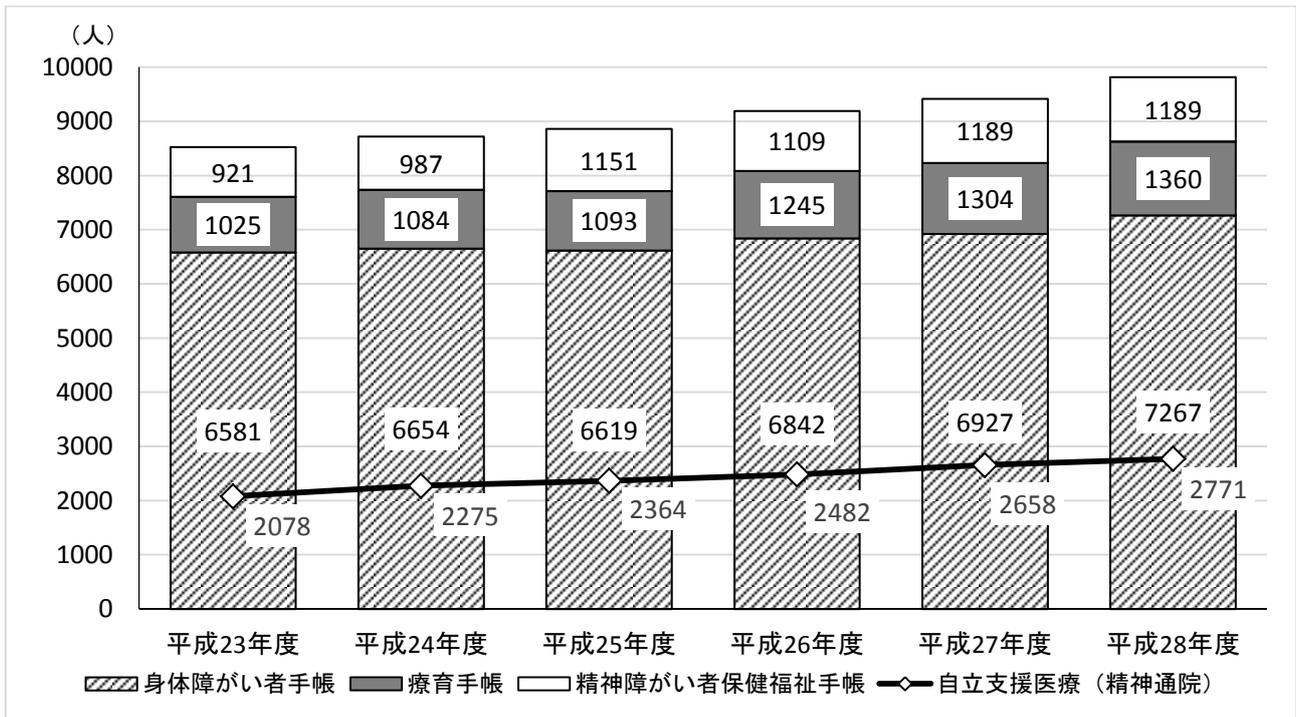
障がいのある人等のニーズを充足するためのサービス基盤整備に向けた意向を把握するため、市内における障がい福祉サービス提供事業所及び介護保険事業所を対象に、「第5期守口市障がい福祉計画及び第1期守口市障がい児福祉計画策定のための事業者意向調査」（以下、「事業者意向調査」という。）を実施しました。

(3) パブリックコメントの実施

平成30年1月16日から2月15日に、市役所、守口市障がい者・高齢者交流会館、守口市立わかたけ園、守口市立わかくさ・わかすぎ園、各コミュニティセンター、市ホームページにおいて、パブリックコメントを実施しました。

5 障がい者手帳保持者の推移

障がい者手帳の所持者数は各障がい者手帳ともに増加しており、平成 28 年度で身体障がい者手帳所持者が 7,267 人、療育手帳所持者が 1,360 人、精神障がい者保健福祉手帳所持者が 1,189 人となっています。自立支援医療（精神通院）受給者は平成 23 年度以降、毎年平均 138.6 人ずつ増えており、平成 28 年度には 2,771 人となっています。



資料：障がい福祉課調べ（各年度3月末時点）

第3次守口市障がい者計画との関係

本計画を策定する平成29年度は、「第3次守口市障がい者計画」の初年度にあたるため、これら5つの重点施策に基づき、今後3年間で重点的に推進する14の取り組みを設定し、それらに関連する障がい福祉サービス等の充実や各種体制整備を設けています。

障がい者計画における重点施策	本計画における関連項目	
	取り組み	成果目標・活動指標
重点施策1 地域生活を支える体制整備及び地域移行の促進	【取り組み1】 地域生活支援拠点等の整備	体制整備 ・地域生活支援拠点の整備 サービス等事業 ・居宅介護 ・重度訪問介護 ・同行援護 ・行動援護 ・重度障がい者包括支援 ・短期入所 ・共同生活援助 ・移動支援事業
	【取り組み2】 相談支援機能の充実	サービス等事業 ・計画相談支援 ・地域移行支援 ・地域定着支援・障がい者相談支援事業 ・基幹相談支援センター ・基幹相談支援センター機能強化事業 ・住宅入居等支援事業 ・地域活動支援センター
	【取り組み3】 障がい者自立支援協議会の再構築	
	【取り組み4】 施設入所者の地域生活への移行	サービス等事業 ・施設入所支援・療養介護 大阪府成果目標 ・施設入所者の削減・地域移行者の増加
	【取り組み5】 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	体制整備 ・保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置 サービス等事業 ・自立生活援助
重点施策2 就労支援の充実・強化	【取り組み6】 就労相談の充実	サービス等事業 ・生活介護 ・自立訓練（機能訓練・生活訓練） ・就労継続支援（A型・B型） ・就労移行支援 大阪府成果目標 ・福祉施設利用から一般就労への移行者数の増加 ・就労移行支援事業所ごとの就労移行率の増加
	【取り組み7】 職場への定着支援	サービス等事業 ・就労定着支援 大阪府成果目標 ・就労継続支援（B型）事業所における工賃平均額の増加 ・就労定着支援事業による支援開始1年後の職場定着率
	【取り組み8】 児童発達支援センターの充実	体制整備 ・児童発達支援センターの設置 ・保育所等訪問支援の充実
重点施策3 施策の谷間にあった分野への支援の充実	【取り組み9】 施策の谷間にある児童への支援に向けての連携	体制整備 ・主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の確保 ・主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保 ・医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置
	【取り組み10】 医療的ケア児の協議の場	体制整備 ・医療的ケア児支援のための保健・医療・障がい福祉・保育・教育等の関係機関の協議の場の設置
重点施策4 保健・教育・労働・まちづくりなどの生活場面に 応じた施策の推進	【取り組み11】 療育の向上、担保	サービス等事業 ・児童発達支援 ・医療型児童発達支援 ・放課後等デイサービス ・保育所等訪問支援 ・居宅訪問型児童発達支援 ・障がい児相談支援
	【取り組み12】 高齢化に伴う支援のあり方の検討	
	【取り組み13】 意思疎通支援の提供体制の充実	サービス等事業 ・手話通訳者派遣事業 ・要約筆記者派遣事業 ・手話通訳者設置事業 ・手話奉仕員養成研修事業 ・日常生活用具給付等事業
重点施策5 障がい者差別の禁止及び合理的配慮の普及	【取り組み14】 差別の禁止、合理的配慮	サービス等事業 ・理解促進研修・啓発事業 ・自発的活動支援事業 ・成年後見制度利用支援事業 ・成年後見制度法人後見支援制度

計画推進のための取り組み及び活動指標

1 地域生活支援拠点等の整備

障がいのある人及び児童が地域で安心して暮らし続けるため、障がいの重度化や高齢化、親亡き後にも切れ目なく支援を提供できる体制を構築することを目的としています。

本市では、必要とされる支援・機能を複数の事業所で分担し、連携することで地域を支える「面的整備」を実施します。障がいのある人及び児童の地域生活には、「①相談」「②緊急時の受け入れ・対応」「③体験の機会・場」「④専門的人材の確保・養成」「⑤地域の体制づくり」の5つの機能が必要であり、本市においては平成32年度までに、次のように機能の整備を図ります。

(1) 相談

緊急時の支援が見込めない世帯に対して常に連絡体制を確保し、障がい特性に起因する緊急事態が発生したときに必要なサービス調整や相談等を行います。また、障がいのある人の様々な相談に対応するため、相談体制を強化します。

(2) 緊急時の受け入れ・対応

短期入所の活用により緊急時の受け入れ体制を常に確保し、介護者の急病や虐待発生時の受け入れ、医療機関に対する必要な連絡対応等を行います。

(3) 体験の機会・場

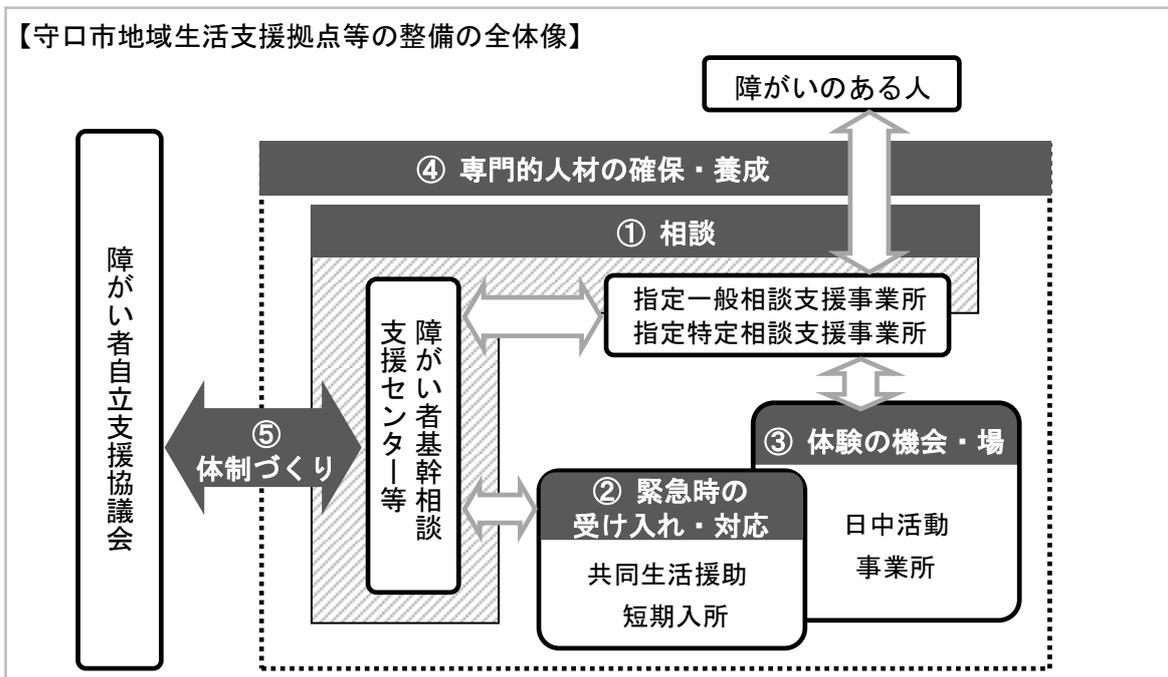
地域移行や親元からの自立にむけて、共同生活援助等の障がい福祉サービスの利用や1人暮らしの体験の機会を提供します。

(4) 専門的人材の確保・養成

医療的ケアや行動障がい、高齢化に伴う障がいの重度化について専門的な対応を取るための体制整備や人材育成を行います。

(5) 地域の体制づくり

地域の様々なニーズに対応するため、サービスの提供体制の確保や社会資源の連携体制の構築を行います。



2 相談支援機能の充実

障がい福祉サービスの利用対象者の増加や、障がい福祉サービス及び地域相談支援を利用するすべての人への計画相談支援の給付等により、相談支援の利用ニーズは増加していることから、サービス提供基盤の整備を図り、すべての人に支援が行きわたるよう取り組みます。

また、虐待の防止及び虐待ケースへの対応、権利擁護、施設入所者の地域移行の促進、地域支援体制のコーディネート等、必要とされる各種専門機能が十分に発揮されるよう体制整備を図ります。

3 障がい者自立支援協議会の再構築

本市の障がい者自立支援協議会は、本計画を策定する平成 29 年度をもって 10 年目を迎えます。

設置された当初は支援費制度から障がい福祉サービスへの移行が大きなテーマであり、障がい福祉サービス提供基盤の構築と普及・浸透が主たる課題となっていました。

現在においては、地域生活支援拠点等の整備、施設入所者・入院患者の地域移行、障がいのある人の就労定着、医療的ケア児の支援、権利擁護などの地域課題が浮上しており、今後は各サービス種別を超えて、これらの諸問題を扱っていく場が必要といえます。

これらのことを踏まえ、障がい者自立支援協議会本会議の下部に各地域課題の検討の場である検討会議、支援者で構成された支援者実務者会議、当事者の会を設け、障がい者自立支援協議会を再構築し、地域の諸問題の解決と本計画の推進に向けて取り組みます。

4 施設入所者の地域生活への移行

施設入所者に地域移行へのニーズが一定見られ、また、第5期大阪府障がい福祉計画においては施設入所者の削減が成果目標として掲げられていることから、共同生活援助をはじめとした地域の受け入れ体制を整備し、地域生活への移行を推進します。

5 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

第5期大阪府障がい福祉計画の成果目標としても掲げられている「保健、医療、福祉関係者による協議の場」を、障がい者自立支援協議会の地域移行検討会議に設置し、地域移行を望む精神科入院患者への支援のあり方を検討するとともに、各種障がい福祉サービスの充実等を進め、精神障がいのある人の地域生活を支える体制を整備します。

6 就労相談の充実

一般就労を希望する障がいのある人について、障害者就業・生活支援センターが中心となって関係機関の連携を進め、就労相談や職場実習等の体制を整えます。

精神障がいのある人を中心に、利用意向の増加が見られる就労移行支援や就労継続支援A型について、サービスの質の確保に向けて取り組むとともに、これらのサービスを必要とする人すべてに支援が行きわたるよう体制整備を図ります。

7 職場への定着支援

今後の働き方として一般就労を望む障がいのある人は多く、また、障害者雇用促進法の改正や就労移行支援事業所の増加により、一般就労への移行者数には増加が見込まれます。障がいのある人の職場定着に向けて、障害者就業・生活支援センターや就労定着支援事業所等による、就業面及び生活面の支援が提供されるよう体制整備を図ります。

また、併せて就労継続支援等の障がい福祉サービス利用者の工賃向上に向けた取り組みを推進します。

8 児童発達支援センターの充実

障がいのある児童の支援にあたっては、障がいの早期発見・早期療育をはじめ、成長に応じた切れ目のない支援、障がいのある児童もない児童とともに学び育つ環境の整備、療育的支援の資質の向上が必要です。

今後、福祉型児童発達支援センター「守口市立わかかくさ・わかすぎ園」が本市の療育・相談支援において中核的な役割を担い、各種関係機関と協働のもと、障がいのある児童に向けて切れ目のない支援の提供や、障がいのある児童が地域の中で健やかに成長していくことができる環境の整備に向けて取り組みます。

9 施策の谷間にある児童への支援に向けての連携

これまで施策の谷間にあると言われていた重症心身障がい児や医療的ケア児について、療育的支援を提供することができる児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を増設し、重症心身障がい児及び医療的ケア児の支援体制の整備と充実に向けて取り組みます。

また、第1期大阪府障がい児福祉計画の活動指標としても掲げられている、医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターを配置し、医療的ケア児がそれぞれの障がい特性に応じた適切な支援を受けることができるよう取り組みます。

10 医療的ケア児のための協議の場

第1期大阪府障がい児福祉計画の成果目標としても掲げられている「医療的ケア児のための関係機関の協議の場」を、障がい者自立支援協議会の障がい児支援検討会議に設置し、医療的ケア児の支援に携わる保健・医療・障がい福祉・保育・教育等の各種関係機関の連携のもと、医療的ケア児に向けた支援のあり方の検討や専門性の向上を目指し、医療的ケア児の安定した地域生活を保障する体制整備を図ります。

11 療育の向上、担保

児童発達支援、放課後等デイサービスについてはサービス提供事業所の専門性及び資質の向上を図り、保育所等訪問支援、平成30年度より新設される居宅訪問型児童発達支援についてはサービス提供基盤を整備することにより、これらのサービスを必要とする児童すべてに支援が行きわたるよう取り組みます。

12 高齢化に伴う支援のあり方の検討

障がいのある人が高齢になっても、住みなれた地域で安定して生活し続けるためには、ライフステージに応じて可能な限り切れ目のない支援の提供が必要です。

新設される「共生型サービス」は、介護保険又は障がい福祉のいずれかの指定を受けた事業所がもう一方の制度における指定を受けやすくすることなどにより、障がいのある人が介護保険適用年齢に至っても使い慣れた事業所を利用しやすくすることを目指すサービス提供体制です。

今後も「共生型サービス」との連携を図りながら、介護保険適用年齢に到達した障がいのある人のサービス基盤整備と充実に向けて取り組んでいきます。

13 意思疎通支援の提供体制の充実

手話奉仕員養成研修事業及び意思疎通支援を行う者の派遣事業、日常生活用具給付等事業について、これらの支援を必要とするすべての障がいのある人に対し、支援の提供が行きわたるよう取り組んでいきます。

14 差別の禁止、合理的配慮

理解促進事業を活用し、様々な障がい特性及び障がいのある人への理解を広める講座を実施します。

また、一般就労する障がいのある人の会をはじめ、障がいのある人が自主的に取り組む活動への後方支援等を行い、障がいのある人の仲間づくりや支え合いの関係づくりを促進します。

親亡き後等を見据え、障がいのある人の権利や安全を保障するために、関係各課と連携し、成年後見制度の周知や利用援助に向けた支援に取り組みます。

1 計画の推進体制

(1) 市内連携体制の構築

本計画の推進にあたっては、障がいのある人及び児童に関わる市内各課と連携を保ち、多面的に障がいのある人及び児童を支援する体制づくりが必要です。関係各課との情報共有や意見交換を積極的に行い、本計画を着実に実行していきます。

また、市内職員を対象として研修等を行い、職員一人ひとりの障がい者理解の促進や施策・事業についての理解の向上に向けて取り組みます。

(2) 市民や地域、団体との連携

障がいのある人及び児童が地域で安心して生活していくためには、障がい福祉サービス提供体制の充実はもちろんのこと、地域住民の理解や支え合いがきわめて重要となります。

広く地域に向けて、障がい特性や障がいのある人等に対する理解啓発に努めるとともに、障がい者団体やボランティア団体の主体的な取り組みを支援し、障がいのある人等が住み慣れた環境で安定した日常生活を送ることができるよう取り組みます。

(3) 関係機関との連携

本計画が障がい福祉サービス等の供給基盤の整備や提供見込量を指標とするものであることから、本計画の目標達成には市内における障がい福祉サービス提供事業所等との協力体制が必須となります。

また、医療機関や保健福祉機関、教育機関、就労機関等、障がいのある人及び児童の支援に関わる各種関係機関と交流を持ち、きめ細やかで充実したサービス提供に努めます。

(4) 大阪府・府内市町村との連携

本計画は「第5期大阪府障がい福祉計画及び第1期大阪府障がい児福祉計画」の成果目標とも関連していることから、大阪府との連携を図り計画の実行に向けて取り組みます。

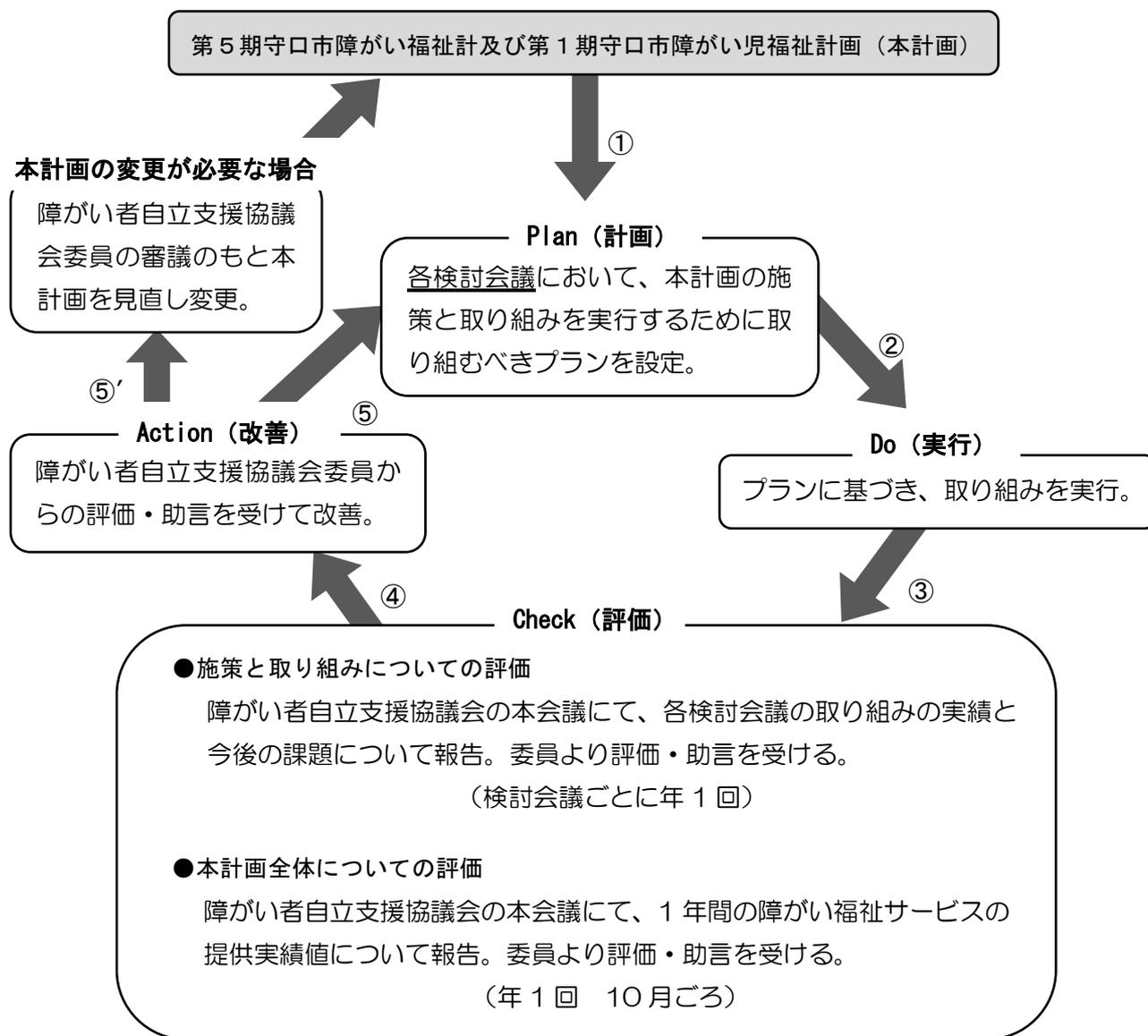
また、障がい福祉施策の見直しや充実が求められる事項に関しては、国や大阪府に対し意見具申を行います。

なお、広域的に取り組むべき課題については北河内7市をはじめとする府内市町村と適宜連携を図り、計画の実効性を高めます。

2 計画の評価・進捗管理

本市の障がい者自立支援協議会においては、本計画の取り組みに対応したかたちで各専門分野別の検討会議を設置します。本計画の推進にあたっては、PDCA サイクルを導入し、本計画における取り組みごとの進捗管理及び本計画全体の進捗管理を行い、重層的な視点のもと確実に本計画が実行されるよう取り組みます。

評価体制の具体的な流れ



障がいのある人もない人も、互いを尊重し、
支え合いとともに暮らすまち守口



第5期守口市障がい福祉計画及び 第1期守口市障がい児福祉計画 概要版

平成30年3月発行

守口市役所 健康福祉部 障がい福祉課

〒570-8666 大阪府守口市京阪本通2丁目5番5号

電話：06-6992-1630・1635（直通）

FAX：06-6991-2494

※本計画は便宜上元号表記を「平成」とし、平成31年5月以降新元号に読み替えます。